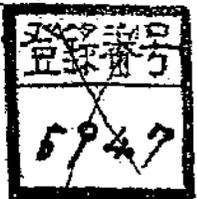


副本



及令各官海守路

引揚援護の記録

引揚援護廳

1950年

甲A第4号証のノ

第一章 引揚の開始

1 引揚の對象

「太平洋戦争」(一九四一—一九四五年)に際し、海外諸地域におつたわが陸海軍將兵の復員に、昭和二十年八月十五日正午、ポツダム宣言受諾(注I發4)を全國民に傳えられた天皇陛下の御放逐(注I發1)の時をもつて決定的なものとなつた。

しかしながら、軍人軍属以外の一般在外同胞が全面的に祖國へ引揚げねばならぬかどうかという問題は、當時は不明であつた。否、政府としては、事情の許すかぎり、多数のものが海外に残留することを訓令したのが實情である。(注II發5)それにもかかわらず、全東亞地域のみに限らず、ほとんど地球上の全面におつたつて同胞の故國引揚が實現されたのは、一つは現地の實情が残留を許さない状態であつたことと一つは連合國軍の要求にもとづいてゐる。(注I發6)

一方、わが本土には、多数の朝鮮人や中國人ならびに在留韓僑國人があつた。膠州領としての中國人はもちろん、カイロ宣言によつて獨立

第二章 引揚の開始

を約束されていた朝鮮人、(注I發2)おなじくカイロ宣言によつて中國復讐を約束されていた臺灣の出身者、その他、おなじく復讐國としての朝鮮人、南方出身者などは、同胞、故國復讐の時をおなじくして、あるいは解放されて歸還の自由を得、あるいは帰還を命令された。

従つて、政府の引揚業務對象は、いわゆる「受入」の對象となつた軍人、軍属、一般邦人と、いわゆる「送函」の對象である「第三國人」と連合國人としての中國人、臺灣省民ならびに他國國人、口の島以南の元鹿兒島縣人、沖縄縣人、インドネシア人などである。中國人以外の連合國人および連合國軍人等の引揚は、連合國軍が直接處理し、日本政府の所管外になつてゐる。

2 終戦前後における本土近接地域の特殊情況

樺太にあつては、終戦直前樺太廳長官の命によつて、内地軍府が行われた。この北浜遠征は、昭和二十年八月二十四日連軍によつて雅治統帥が禁止されるまで繼續した。しかしながら、この禁止命令にもかかわらず、危険をおかして樺太脱出を敢行したものは、およそ半末まで、

第一軍引揚の開始

この年をいしても若干つづいてゐる。樺太からの正規引揚は、昭和二十一年十二月の連軍管理地既引揚の開始まで實現しなかつた。

東軍部隊住民は、戦時命令等によつて、大部分内地にうつり、關東地方と長野縣下へ疎開した。これらの人々の島嶼留置は、占領軍の許可にもとづき逐次實現した。

沖縄縣民の疎開は、臺灣と九州との二方面に向つて行われた。臺灣の全島民は沖縄縣民の移入に大きな力をつくしたが、この耐堪のためには臺灣在住邦人が各般の保護にあつた。

釜山―下關、釜山―博多間の連絡船は終戦直前にはほとんどとんでいてゐたが、朝鮮からは、終戦前後にむたり、なつたのうちに山陰、北九州へ避難疎開するものがあつた。これはやがて占領軍の日本進駐とともに、正規引揚にきりかえられ、南朝鮮に歸する限り、昭和二十年年末までには大部分の引揚を終了するほどの状態に進んだ。

3 各地の引揚開始

いまだ全體的計畫もなく、現地の事務によつて移動した本土近傍地域からの最初引揚は別として、正規引揚の軌道にのつた最初の記録としては、南鮮、臺灣の陸軍部隊と、レオニ島所在の海軍部隊が、昭和二十年九月に引揚を開始してゐる。(注)昭和二十年九月)

さらに十月に入ると、中國、比島(マニラ、タクロバン)、南西諸島の陸軍部隊やミド、マータヌ(南島島)伊豆諸島、小笠原島、ナンタービ

、ウエータ、モートロマン、南大東島、ギナウ、ヌラオ、ヤンブ、ヤン、トラマタなどの島々にあつた海軍部隊が、祖國へむかつて、歸還しはじめた。後に明らかになるが、太平洋上には、一網もすまやかに救援を必要とする部隊が各所にあつた。フィリピンからの引揚が開始されたのも、この昭和二十年七月のことである。

十一月には、メルト、マンソト、トメニ、ヤルイ、タサイ、沖大東島、北大東島の引揚が行われ、香港からの引揚も開始された。十二月に入ると、英領ニューギニアの引揚がはじまつてゐる。――すなわち昭和二十年、終戦の年の年末までには、おおむね各地の引揚は開始され、米管地の進駐としては、東南アジア地域とソ連軍占領地域であつた。

東アジア地域の引揚は、年改つて二月の北ギルトネオ引揚から開始された。一方、昭和二十一年と断がらば、米軍によつて貸與されたLSTやリバイ型の輸送船、病院船がマルに活動を開始した結果、昭和二十一年四月、五月頃の情勢判断では、終戦直後、引揚完了まで四ヶ年以上を要するであろうと考えられたものも、昭和二十一年會計年度中には、各地の引揚を終了するのではないかと考えられるほどの状況であつた。

ソ連占領地南滿洲からの引揚はソ連撤退後、昭和二十一年五月國民政府の管理の下に開始された。しかし、滿洲、北鮮、樺太、千島にあつた部隊は、シベリア方面に移送されたことが明らかとなつた。この引揚は、終戦後、一年四ヶ月を經過した昭和二十一年十二月に開始された。そして、ソ連以外管理地域引揚のしんがりとなつたマライ作戦隊が歸還を完了した後二年、終戦以來前後六年なかり引揚は米完了である。

第二章 引揚の機構

1 軍および政府の初期復旧引揚政策概観

政府においては、終戦とともに、大本營及び陸海軍省を中心に、武裝解除・式器引渡・休戦調印・海外部隊保護・復員・對外交渉・捕虜・抑留者・戦争裁判などの諸問題ととりくむことになった。在外一級邦人の内地引揚については、最初の決定をみたのは、昭和二十年八月二十一日総務局長會報であった。すなわち、この日もつて在外一級邦人引揚の計立案を綜合計費局及び内務省管理局長協賛することになった。もつともなこの日は、閣議において綜合計費局を廢し、調査局を設けることが決定されているから、内閣調査局と内務省管理局長の所管とよまることがさらに妥當であろう。この八月二十一日は引揚機構においては相當重要な日であつて、同日の次官會議においては、原簿朝鮮人の復旧解除方針、陸海軍病院の軍医保護院への引揚、流産検疫につき厚生省にもつて方針樹立、軍用醫藥品の厚生省引揚などが決定している。その後、各個案によつて、引揚に関する各般の問題は、全面的に改定せしめられるのであるが、八月三十日にまつて「外地（樺太を含む）及び外島在留邦人引揚者應急援護措置要綱」は次官會議において決定した。その内容

は以下のとおりである。

- 「外地（樺太を含む）及び外國在留邦人引揚者應急援護措置要綱」
（昭和二〇・八・三〇・次官會議決定）
- 一、大正内戦等の経緯に伴ひ、外地（樺太を含む）及び外國在留邦人にして本土に引揚を困難なくせらるる者相當ある現況にかんがみ、政府に於ては、正のこくを尊重し、我が國の責務をなすを期するものとする。
 - 二、引揚者上陸地の地方長官は現地に歸郷回を促進し、これが困難なるは引揚者等と協議すべきを期すること。
 - 三、上陸地ならびにその母の地に於て一時的に要する共同の宿舎施設、食糧、醫藥および輸送に要する要は國庫にまつて負擔するものとする。
 - 四、引揚者にして、旅費先あるものは旅費先を定めて、無旅費にしては、復舊施設を供與し、全體および生活必需品の供給については、特に臨時保護費を協賛する適格の上置金を協賛すること。
 - 五、引揚者に對しては、引揚證明書を交付し、これによりて、食糧、被服等の供給を受けしめ、又旅費地および引揚施設に到着するまでの交通無償運送の特典を受けしむるものとする。
 - 六、引揚者引揚にまつて、轉出證明書に代りたるより特別の特典を享受すること。引揚者にして、外地通商又は轉出證明書を所持する者に対しては、上陸地金協賛額と海運の上内地通商との交換又は内地資金への取替を容許すること。
 - 七、引揚者に對しては、權力機關の廢止、職業轉導を施し、生活困難なるものに對しては、職業指導會支部において救済の方途を認めること。
 - 八、本件の実施にあたりては、朝鮮總督府東京出張所、各海軍各府東京出張所、各支隊東京出張所および關係機關をして協力をせしむること。

第4第2号証の2

第七章 送 出 接 護

1 送 還 方 針 の 決 定

昭和二十年八月二十一日、大官會議において強制移入朝鮮人等の撤廃解除方針が、決定された。終戦による事情の急變と前途に對する不安は、解放された人々を喜びの絶頂に立たせると同時に、歸國をいそがせたのも當然の成行であつた。しかしながら、ただ單に歸國をいそがせたにとどまらず、立場の變化から全國各地には、不穏な空氣がみなぎり特に北九州と北海道においては、暴動が起るような状態であつた。これらの人々が急遽に歸國できるようにはからうことは、政府として、海外にある同胞を可及的すみやかに故國に歸還させる問題とともに、終戦後直した緊急問題の一つであつた。政府は昭和二十年九月一日朝鮮人集團移入勞務者等の緊急措置の件」を勞務局係發第3號をもつて、厚生、内務兩省から全國地方長官に送り、近く發送が開始されることを豫告し、發送順位を定め、釜山まではかならず専業主則から引率者がつきまといておくことなどを指示した。

當時、確實な送還基本数は調査されていなかった。九月二十五日まで厚生省社會局が計算した「朝鮮出身者であつて歸國を希望する者」の

第七號 送 出 接 護

三五

朝鮮人集團移入勞務者等の緊急措置の件

推定数は、九一〇、六三六人であつた。これは昭和十九年末の在日韓人口一、九一一、三〇七人から同日現在の集團移入勞務者數、二四三、五二三人を差引いたものを一般在住者數(一、六六七、七九四人)とらなし、一般在住者の四〇%が歸國を希望する者(六六七、一二三)と推定し、この推定數に加ふる在日移入勞務者數をもつて送還必要基本數としたものである。しかしながら、この數字の基本には、昭和二十年の移入勞務者數は加算されていない。(昭和二十年度における移入承認數は五〇、〇〇〇であつた。)そののみならず、基本數字はたゞに概數にせよ、歸國希望の有無も各種の條件が附随し、別個の問題として、またにははたどらるること困難であつた。現に、歸國者の實數は總數と大きな開きがあり、これは送還業務の上に大きな影響をもよほしている。一方、朝鮮への送還は九月中にはじまつたが、歸國をいそぐ朝鮮出身者は續々下關、北九州方面に集り、輸送能力をこえたため、状況の混亂はますます加わる一方であつた。政府は、九月二十八日さらに「終戦に伴う内地在住朝鮮人および臺灣人の處置に關する緊急措置の件」(厚生省發條第一五二號)を送り、歸國の歸國に關する緊急處置の精神と具証策に關して、くわしく各種の事項につき政府の意圖を明らかにし、特に乗船地の接護に引揚屋事務所がこれにあたり、輸送中の誘導、休けいそ

第七号 参出 後 録

五七

他の保護についで、從來それら朝鮮、臺灣出身者の指導にあつた「共済會」をよび「臺灣協會」がこれにあたるなどの方針を得度指示した。これに對して「非日本人」の引揚に關する古領事側の意向が全面的に決定されたのは、昭和二十年十一月一日であつた。十月二十五日以来、職權統制のため、地方與生會または事業主が發行にあつてゐた「對露保護證明書」は十一月十三日午前零時から各地方長官が發行し、各地方鐵道局をプロックとする大はばの發給計畫をたて輸送人員を削減して、朝鮮者の計畫輸送限額制度を強化した。朝鮮出身者のため旅費以來活動してきた中央與生會が解散されたのは十月十五日であつた。このようにして、復員軍人、應徴士、移入集團労働者などの優先輸送は、昭和二十年十二月にはほとんど完了した。

當時、乗船港は仙崎（朝鮮人）博多（朝鮮人及び華北中國人）鹿児島（華北中國人）吳（朝鮮人、華北華中中國人）が指定せられていたが、實際には指令により佐世保、小樽、室蘭、函館、その他も使用された。その他の指定港の外、昭和二十一年一月、一般送出国籍せられた後は、佐世保、大竹、宇布、各古屋、海賀、各引揚接護局と旅費接護所がいずれも送出国籍維持に當つてゐる。

2 登録制の實施と送出国籍の實績

送出国籍の基本数をとらえるため、在日本朝鮮人、中國人、琉球人および臺灣省民の登録が、昭和二十一年二月十七日の指令によつて、三月

十八日に行われた。その結果はつぎのように現れた。

- 1 「朝鮮人」 六四七、〇〇六人、歸還希望者五一四、〇六〇人、北韓九、七〇二」
- 2 「中華民國人」 一四、九四一人（内歸還希望者二、三七二）
- 3 「臺灣省民」 一五、九〇六人（内歸還希望者二二、七八四）
- 4 「北韓三〇區以南（口ノ島を含む）の華北島嶼および沖繩縣民」二〇〇、九四三人（内歸還希望者一四一、三七七）

計 八二八、七九六人（内歸還希望者六七〇、五九三）

この際の全長に對する歸還希望者の百分比は朝鮮人にあつては七九%、中華民國人にあつては二六%、臺灣省民は八〇%、西南諸島は七〇%である。この統計は終戦時における人員輸送を推算する一應の基とする事ができる。すなわち、昭和二十一年三月末までの送還者数は、統計に上つたものとしては、朝鮮人九一四、三五二人、中國人四一、一一〇人、臺灣省民一八、四六二人、西南諸島民一三、六七五人となつてゐるから、その合計はつぎのようになる。

- | | |
|-------|------------|
| 朝鮮人 | 一、五六一、三五八人 |
| 中國人 | 五六、〇五一一人 |
| 臺灣省民 | 三四、三六八人 |
| 西南諸島民 | 一一四、六一八人 |

しかしながら、朝鮮出身者に關する限り、前にのべた資料と比較する場合にはたゞしくくない。その間には、登録もれ人員と歸還したもので統計に上らなかつた人々の存在が推想される。法的な基を数字は昭和

二十二年五月二日「外國人登録會」が公布されて、これによることのできるようになったが、昭和二十五年一月現在、在日本朝鮮人は四十萬の登録外人口を加えて百萬と推定されている。朝鮮事情の不安、密貿易などにもとづく密航者の増加は、現在、別個の大きな問題となつてゐるが、引揚開始以來送出国籍統計（昭二四、九、三〇現在）はつぎのとおりである。

【一級送還者】

朝鮮人	一、〇二一、二八九人
中國人	四一、七三六八
臺灣省民	二四、三九五八
西南諸島民	一八〇、六三三三
ドイツ人	一、九〇三人
イタリヤ人	一五八人
その他	二四四八
計	一、二六〇、三五八八

【密航送還者】

朝鮮人	三三二、九四一人
琉球人	一六〇人
臺灣人	二四一人

密航者の送還業務は、昭和二十五年三月一日現在佐世保引揚接護局が取扱つてゐる。

第七号 参出 後 録

五七

3 「方面別」送還の状況

【西南諸島方面への送還】 昭和二十一年一月から一般日本在留者の送還に入ったが、一月には、まず西南諸島方面への輸送にあつたことになり、九州地区は鹿児島港からそれ以外の地域在住者は浦賀から、それぞれ乗船を實施した。ところが、たまたま歸還途中に天候急変が發生し、三月十八日ついにこの送還を停止せられたために、鹿児島地区に集結した同方面向け歸還者の数はいさゝしく大きくなり、鹿児島引揚接護局が中心となつて、鹿児島港に於いてはこの人々の收容接護のために大むらゐの奮動をした。引揚接護院からも係官が現地に行き、鹿児島引揚接護局の外、鹿児島、高崎、熊本、長崎、大分の各縣に、その人々を分別收容して、應念の保護を依頼し、かろうじて急送をしのぐことができたのであつた。

こゝから滞留者の数は約六、〇〇〇名に上り、應急接護につとめる一方この送還方について連合國軍に申請これ努めたが、現地要入船券その他の事情からんでいられず、みぎにあげた分輸生送保護は、ついに八月送還再開までつづいた。その間、生活接護の資金も十分でなく、また送還時期がはつきりしないため、適切な職業補導も成り立たず、家をたんで集結したこれらの人々は、豫期しない不意の滞泊に、わずかの手持金も消費しつくし、腹食いをせざるをえないというような悲劇的な数字を月々他領なくした。歸還業務にもとづく計費輸送は昭和二十一年八月十

第七号 送付 送付 送付

五日再降、同年十一月まで行われた。送還停止から八月十五日送還再開までは一名の送還も行われなかった。その間、外地から各引揚検閲局に引揚けてきた河方面出身の人々も約六、〇〇〇名に達し、これらの人々は、静岡、神奈川、埼玉、東京、千葉、茨城、群馬、三重、香取等の各府所に分散収容された。七月二十四日午三時、連合國軍は河方面からの引揚と呼ばれ、これらの送還希望者を佐世保、鹿児島、名古屋、宇品の四港から送還する計畫を樹立せよと指令して来た。

その送還計畫は關係者の打合會において、直ちに決定せられたが、まず鹿児島引揚検閲局その他に収容中の人々と神奈川、静岡、三重、その他に収容検閲中の外地からの引揚者が送還を願った。この送還計畫は極めて好成績で、海陸とも平均八〇一九〇名を占むに達した。しかしながら、九月後半になると、たんだんその数は減少しはじめた。ここに於いて總司令部は、さらに送還希望者の再調査を命じ、十月一日付調査の結果を十月二十日報告することになった。その調査の結果は、一、二八、一三〇名となつて、昭和二十一年三月十八日付で希望した送還人員より二六、三五三名の増加となつてゐる。

この調査にもとづいて送還期限が十二月二十六日まで延長された。河方面出身の送還希望者の特殊事情があり、あるいは海外からの引揚者なども多く加わり、一般被送還者にくらべて生活的に餘力のない人々が相當多かつたが、これらに對しては生活用具をはじめ一般物資の供應を、するなど送還の援護につとめ、また送還者への散遣費、検査費などを、ようし、各地方官廳當局としても、できるだけ便宜をはかり、一方地

五八

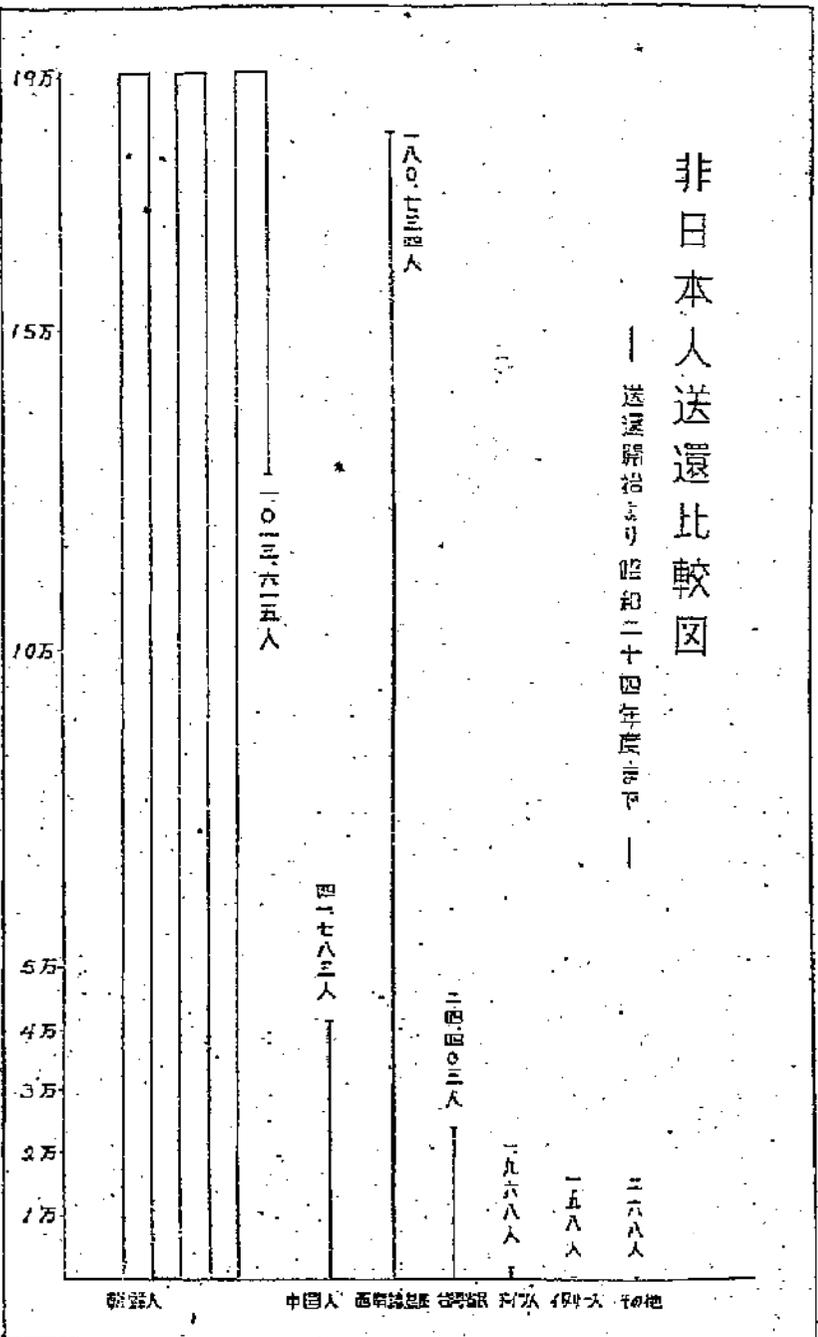
方引揚検閲局においても拘留決定一週間あるいは配船の運送により送還を待つ十日の間のためである。その間に送還した。この時までに送還した者は一四二、三三六名である。それ以後はこの計畫期間中特殊の事情で送還できなかった人々の送還を行つたが、昭和二十四年三月十五日をもちつてこの種の送還を終り、現在は個人的に帰国すべき事情のあるものの多量に第八軍の許可をえて本國に帰るの旅行が認められている。

【送還希望者、中華民国人の送還】 臺灣省民、中華民国人の送還は終戦後引揚検閲局の住居を利用して昭和二十一年三月とまで多數の人々を送還した。その後の送還は五月五日から十七日までには臺灣省民を宇品から同じく十三日までに中國人を舞鶴、佐世保、宇品から行つた。この送還数はわざわざに中國人三、二四〇名、臺灣省民三、四〇六名であつた。これらの送還も同様一ヶ月調査後、わずか二ヶ月足らずの間に行われ、送還希望者と送還者の数に大きな差を生じ、半品のごときはあらかじめ準備してあつた一兆名分の野食などの副食物を備蓄させる結果となつた。この送還中には、宇品に於いて臺灣省民の中に同じく天然痘の発生があり、指令によつて、臨時集積して約二千名の臺灣省民を二週間隔離し、隔離後送還を許可したのも要緊を要することになり、さきほぐればその後集積する臺灣省民全数に送還することとなつたため、宇品引揚検閲局はいろいろ困難な立場に立つたものである。

【送還の結果をもとつて朝鮮人計畫送還】 昭和二十二年四月五日付連

非日本人送還比較図

一 送還開始より昭和二十四年度末止



第七号 田 田 田

本國軍司令部から三月十八日の結果による計数送還(南西諸島を除く)を開始する旨の指令があった。朝鮮人は四月十五日から九月三十日に行われ、一日あたり朝鮮一、〇〇〇名、博多三、〇〇〇名ずつ送還するよう命ぜられた。しかし各計数送還タイヤのついでに送還したものは必ずしも一日平均送還二、〇〇〇名、三月三〇日、博多三、〇〇〇名、四月三〇日、博多三、〇〇〇名、五月三〇日、博多三、〇〇〇名、六月三〇日、博多三、〇〇〇名、七月三〇日、博多三、〇〇〇名、八月三〇日、博多三、〇〇〇名、九月三〇日、博多三、〇〇〇名と送還された。この結果は、八月送還開始後においては、やや色のついた送還実績をあらわしたが、やはり一日四、〇〇〇名の送還タイヤに對して、平均一、〇〇〇名、五〇〇名程度の差を出さなかつた。

この引揚は、朝鮮における鐵道復舊員やメスト決行などのため、きつに一時中止となり、當時の低調な歸還運送をやや北上にも一時低下せしめた。またまた連合國軍から歸還者の持歸り荷物の對する荷量が認められ、一人あたり二五〇ギンドの家財、器具類を五〇〇ギンドとし、また一人あたり四、〇〇〇ギンド又はそれ以上の郵便物、商賣道具なども軍政部に送還された。

八月送還開始後においては、やや色のついた送還実績をあらわしたが、やはり一日四、〇〇〇名の送還タイヤに對して、平均一、〇〇〇名、五〇〇名程度の差を出さなかつた。

この引揚は、朝鮮における鐵道復舊員やメスト決行などのため、きつに一時中止となり、當時の低調な歸還運送をやや北上にも一時低下せしめた。またまた連合國軍から歸還者の持歸り荷物の對する荷量が認められ、一人あたり二五〇ギンドの家財、器具類を五〇〇ギンドとし、また一人あたり四、〇〇〇ギンド又はそれ以上の郵便物、商賣道具なども軍政部に送還された。

第二に、送還タイヤ人の財産管理と引揚業務のすべてを監視するため「監視司令官」が任命され、監視司令官とその「監視隊」は直接タイヤ人の居住している現地にあり、現地軍政部にかかわりなくこの業務を指揮監督し、日本政府は「都、道、府、縣」すべての業務をこの司令官の監督並に事務的指導の下に行わなければならなかつた。

第三に、歸還者の移行する財産の持歸り制度を制限し、殘留財産については歸還者の一家族あるいは個人に對して、各々一名ずつの財産受運人を選び、送還業務の終了に移るまで指令に定められたいろいろの任務に服せしめなければならなかつた。

第四に、送還前に検査その他の警備並びに衛生上の設備を實施しなければならなかつた。

第五は、これら獨逸人送還に要する資材、勞務その他すべての経費を給與その他の保護設備をした。この一、〇六九名の獨逸人送還に要した経費は、合計約六百萬圓である。このようにして、ドイツ人とオーストリア人は終始熱心な保育の態度に感服の言葉を發して、二月十五日、ソンのマンバー號で、懐しい祖國歐洲へ引揚げていつた。

第六に、浦賀引揚送還局においては特に一ヶ月を費して特殊な荷物、給與その他の保護設備をした。この一、〇六九名の獨逸人送還に要した経費は、合計約六百萬圓である。このようにして、ドイツ人とオーストリア人は終始熱心な保育の態度に感服の言葉を發して、二月十五日、ソンのマンバー號で、懐しい祖國歐洲へ引揚げていつた。

各縣保護協會は、現地に送還前後を通ずる二ヶ月間、特に事務所を設けしきも送還を通じて、等の中に困難な送還保護業務にあたつた。ドイツ人の第二次送還は同じく二十二年八月、八〇七名、第三次送還は昭和二十三年三月、二十七名を續續保護局から行つてゐる。第三次は羽田か

第七号 田 田 田

六〇

の許可をえて持歸りを許可されることになり、關係者のいろいろの願望にもかかわらず、豫想外に効果がなく、結局、昭和二十二年十二月十五日までの送還は延期せられた。

【南支那方面の小笠原諸島の送還】昭和二十一年十月になつて南方原住民の送還が許され、浦賀引揚送還局から二十四名が、それぞれ元港洋船の島々へ送還せられた。小笠原諸島への送還は移轉以來認められず、この間に十月に米英系人廿名送還を許され、二二〇名が同じ浦賀から送還された。

【滿洲人とインドネシア人の送還】昭和二十一年三月十八日の送還後滿洲への送還は行われなかつたが、十月になり歸還を希望した二十八名のもが博多から送還せられた。インドネシア人の送還については長くオランダ政府とアメリカ合衆國政府との間に交渉が進められていたが、歸還希望者調査の上、七十六名が神戸港から送還せられた。第二次として昭和二十二年三月下旬に同港から六十名を送還した。

【ドイツ人の送還】昭和二十二年一月二十八日浦賀引揚の船によつて獨逸人を送還すべし」という一月十三日付指令は、従前の一般送還の例とちがひを異にした業務であつた。

第一に、被送還者である。これらのドイツ人送還者は皆ナチス黨員もしくはそれに類する人々で、軍制的編制を命ぜられたものである。

【北支那への送還】終戰以來、北緯三十八度以北の北支はソ連の管理地域となり、この地域からの日本人引揚は國際的な協定に據せず、この地域への送還も延期せられていたが、昭和二十二年一月になり、三月初旬引揚を開始するといふ連絡指示があり、歸還希望者は一月末調査したが、二十二年三月十八日歸還登録數九、〇七一名に上つて、わづかに一、四二三名で、三月十五日大安丸によつて佐世保から歸還したものは、さらに下つて、わずか二二四名にすぎなかつた。

【イタリア人の送還】昭和二十二年二月十九日付連合國軍指令によつてイタリア人一三〇名が浦賀から送還されたが、この獨逸人送還が完了後、浦賀引揚送還局は閉局となつた。

4 送還保護の一画

送還保護には、戦時日本の立場や戦後上の諸問題など、さまざまの條件が加さなりあり、いろいろの困難があつた。北海道から釜山あるいは仙崎まで、送還のため多くの困難があつた。北海道から釜山出送保護局の事件には、地方引揚保護委員の大きな努力の事實がうかがれてゐる。特に、畜産者の送還については、また特別の苦心があつた。佐世保引揚送還局において、一局員は、送還保護の一ページをこめて

六二

四日であるが、この送付には朝鮮人の組織である「朝鮮人女護會」がこの送付業務を行つてゐた。送付課がこれを擔當するようになったのは、昭和二十一年七月十三日以降である。毎送付人員は、一般大二三〇、四三四名、密航者八、八一〇名、計三三九、五四八名。受入も釜山が最も早く、ロロ島、上海、塘沽から計四一三、九六一名、大長、竹内俊平、下根桂馬、總務部長一戒田榮、業務部長一丹羽孝月、第一役員部長一曰高真、第二役員部長一高田永藏、検査所長一藤上三郎。

(7) 大竹引揚接護局(出張所) (原島海軍大竹町)

大竹は「吉島」を前にひかえた舊大竹海兵隊跡である。戦度の爆撃にも不思議に被害をまらなれて、かつて海兵の首座された十数棟の兵舎や数棟の枡納庫は、そのまま海外から歸る復員兵や一般邦人の宿舎、検査所、倉庫にあてられた。この地區は吳、宇品と合せて、いわゆる「吳地區」とよばれた。昭、二二、二二、二二開港されるまで、釜洲、釜洲、佛印、仲祖、比島、ビルマ、ジャバ、スマトラ、ザルネオ、ビスマーク諸島、ニューギニア、ソロモン、小笠原、朝鮮、中部太平洋など多方面からの受入れと沖繩縣人の送付に當つた。(受入四二〇、七八三名、送出一、二七名)出張所長一越行安太郎、竹倉太郎、總務部長日所長事務取扱、業務部長一島淵順也、第一役員部長一黒田己代治、第二役員部長一仙波繁雄、花田卓夫、検査所長一植名三郎。

(8) 宇品引揚接護局(出張所) (原島海軍宇品町)

たつとで、多数の犠牲者を出した。この報道は朝鮮においては日本側が故意にやつたものと傳えられたが實情はさうでもない。無事は開局初期には朝鮮人の送出しにあつた。受入の主体は今日ノ達地であるが、華中、朝鮮、沖繩、南方諸地域からも歸還同胞を迎へてゐる。(昭二四、三、三一現在の受入五二五、六二七名、送出一、一八二名)大受一八田健次、林隆壽、宇野末太郎、總務部長一松原由之、太田吾郎、業務部長一打尾忠治、井家伊作、役員部長一徳正雄、検査所長一上山英理、窪田正次。

(10) 田邊引揚接護局(田邊市千原)

前身は和歌山縣の引揚者處受入事務所で、引揚接護局として昭和四年に改稱された。臺灣、露南島、華中および南方からの歸還者を受入れて、送付業務を行つてゐた。受入数は二二二、三三二名、これも施設は「川邊海兵團」跡で、昭和二十一年一月二十三日の指令によつて設立され、業務を開始したのは、リパテイ型輸送船V〇一〇の入港からであつた。孤児は二名のみであつたが、特殊な問題として注目すべきことに、非日本人女性を同伴したものと單獨で來航した非日本人女性の問題が三十二回、總數一、七二五名あつた。この人々は救護隊出、一、〇九二名許送輸出四七名によつたものの外、單獨者は入國を許さず、八月一日宇品に移送された。女長一高木武三郎、總務部長一岸谷隆吉、業務部長一田原實、第一役員部長一白石通俊、第二役員部長一三上治男、検査所長一飯野領雄。

この特色は、引揚接護局としてたつと釜洲監獄下におかれていたいわゆる「吳地區」と呼ばれたものを中心で、當初、大竹が本據で宇品が出張所であつたけれども間もなく宇品が本局となつて所をかえた。局本館舎は元「鎮西監獄」で、検査所は江田島手前の似島にあつた。南方地區すなわち馬來、ビルマ、比島、ジャバ、スマタラ、ザルネオを本據とし、露南、露南、中國、中部太平洋、沖繩からの歸還同胞を擁護し、臺灣、沖繩方面行きの問題を差出した。爾西諸島に歸るべくして甚多や佐世保に上陸したいわゆる無縁故者は、ここから送附した。穀、衣料の補修工場を局内に設けていたことも特色の一つであつた。(受入一六九、〇二六名、送出一、〇五七名)次長一若前伸、三澤厚太郎、武下一郎、守屋茂、總務部長一飯塚英助、業務部長一關口慶蔵、八谷真一、第一役員部長一伊藤秀一、奥山隆、弘中辰夫、第二役員部長一千種亮男、花田卓夫、長尾孝久工、検査所長一北條四郎。

(9) 舞臺引揚接護局(舞臺市東舞臺中田)

シベリヤ引揚基地として、舞臺はソ連引揚開始以來、一般の注目の対象となつた。當初、接護局は西舞臺にあつたが、昭和二十一年三月八日の指令によつて、現在の地「平」にうつつた。舊「平海兵團」跡であつた人の形をした舞臺の厨の部にある平運ののぞんでゐる。この邊に沈んだまきエントの先を出してゐる宇島丸は大塚から朝鮮人歸還者約三〇〇〇名をのせ航行の途次、最寄港に入港すべし、との占領軍の無條件によつて舞臺港へ入るうとして、昭、二〇、八、二四)舞臺に於て沈没し

(11) 名古屋引揚接護局(名古屋市港區大江町七)

則府の身代りとして成立したことに反動のさへあり、受入場所は名古屋市港區「三菱航空機製作所」である。受入は南方諸地域、臺灣、中華民、佛印で、同時に沖繩人の送出しを行つてゐる。(受入二五九、五八九名、送出一、二四一名)ここでは死體、遺骨、遺留品の處理が多数に上つてゐる。死體遺骨四〇、遺骨數四七、三一九柱、遺留品一八、〇一一箇、孤児はすくなくあつた。名古屋引揚接護局の中に二人の孤児があつた。その一人は中田弘(一四歳)で、沖繩縣國東郡名護村の出身、両親ともに平塚に住んでゐたが、終戦とともに運來に逆行されたため、十月十三日單身舞臺港に上陸、島取の知人のとらへいつていたが歸還希望をもち、名古屋へ送附した。他の一人は昭和十七年開親兄弟四人とともに滿洲三江省の臨江市として入植したが、終戦となり、ハルビンに集結中、父母、兄弟六人を失つた梶内忠夫(十四歳)であつた。博多へ上陸、十月十七日沖繩へ歸還のため入所したが、内地の飲食先へひき返された。昭和二十一年には天皇陛下の萬歳祝賀があつた。女長一南八郎、總務部長一日笠博隆、市岡誠郎、業務部長一渡邊一太郎、第一役員部長一中西源治郎、第二役員部長一飯塚晋郎、検査所長一關口保彦。

(12) 浦賀引揚接護局(横須賀市久須賀元浦海軍工作學校内)

陸軍一團東上陸地支局 昭、二〇、一〇、七(陸支)

長瀬收容所および瀨須收容所

續・引揚援護の記録

厚生省

1955年

TA 第五号証

第八章 遺族援護と「旧軍人」恩給の進達業務

1 遺族援護の発端

遺族援護問題の発端は、わが国の敗戦時にさかのぼる。終戦の年、すなわち昭和二十年十一月二十四日、連合國軍總司令部より、日本政府に對して、「恩給並ニ扶助料ニ關スル件」という覚書が発せられた。その覚書によれば、「軍隊勤務ニ基テ」「一切ノ種類ノ公的又ハ私的ノ年金其ノ他ノ報酬又ハ扶助料ハ、當司令部ニ依リ許可セラルタルモノヲ除キテノ支取ヲ停止」することになつて、増加恩給のような「支給者ノ勤務能力ヲ制限スル塵疾ニ對スル保護金」は、一応このように制限の除外例とされていたが、それすらも「ソノ支給額ハ軍人以外ノ原因ヨリ生シタル同様塵疾ニ對スル最低ノモノヲ適シヘカラス」という条件を附せられていた。これと同時に、總司令部海外局は、次ぎのような発表を行つた。「かれらは、在外勤務に關する恩給からして、短期間勤務すれば、終身の恩給を受けることができ、しかも彼らなつて再び応召した場合は、官庁、会社に就職するよりなごきにも、続けて恩給をもらうことができ、るものである。もつとも、われわれは不逞な人々に對する適當な人道上の

の援助に反對するものではない。養老年金や各級の社会保障の必要は大に認めらるが、これらの利益や福利は、日本人全部に属すべきであり、一部少数のものであつてはならない。われわれは、日本政府がすべて國民市民のための公正な社会保障計画を提示することを、心から望むものである。」「また總司令部経済科幹部長タレーマ大佐の談として、彼等のように報じている。「日本の軍人恩給制度は、世界に類例をみない悪弊極まるもので、軍人生活に能力を与えるために、一般の社会福祉施設との差が余りにも大きく不公平千萬なものである。誤解のないようたことに力説するが、私は老人・寡婦・孤児から生活の資を奪おうといつてゐるのではない。ただ軍人であつたから、あるいは軍人の遺族であるがために、一般國民中國籍としてゐる人達と差別時に優遇されるという制度を排除するだけのことである。」「昭和二〇・二一・二六、日本經濟新聞」そして、右の覚書で差を制定されたのが、年明けて昭和二十一年二月一日のポツダム取合たる「恩給法の特例に關する件」(昭和二十年勅令第六十八号)である。ここで「世界に類例なき恩給制度を」と烙印をおされた軍人恩給が、停止又は制限されたのであつた。

しかし問題は、ここから始まる。我が國家のために殉じた者に対し、

第 八 章 家族保護と旧軍人恩給の保護

一七二

何らの措置を講じてならざればならぬ。たとえ軍人恩給が、軍人等その他の文官より優遇するものであつたとしても、その恩給を無効にしてしまふのはさうか。この恩給については、前記の上記で、許可命令書が「予計」の「養老年金」社会保険の必要は、大いに認められてゐるから、この恩給の特例に關する件」による軍人恩給の停止、制限の措置のなす放擲して置くことは、到底忍び得ないことではなからうか。

これらの情勢に対処するため、新憲法上でも考慮せられたことあり、「養老の恩給」に關して、官定恩給制度も、この案を採り、軍人、國民大衆も包含する一種の厚生年金制度のごとき社会保険制度を實施することとなり、吉田首相は、昭和二十年十一月二十五日、事務當局に對してこれが立案を命令した（昭和二〇・一一・二六、毎日新聞）のであつた。すなわち、吉田首相の意圖したところは、「戦時恩給が停止されたにもかかわらず、ひとり文官の恩給の特権を享受することは、極めて不合理である」と思ふ。もとより政府の恩給より人であるから、政府がその恩給をみることは、当然であるが、特権的救済を受けることはいけなからう。文官の恩給が停止されれば、武官の場合と同様、厚生年金保険に關しては「保費制度で切り替へる」（昭和二〇・一一・二七、読売新聞）といふことである。文官、武官を通じて、恩給を全廢して、新たに、一般企業の被用者保険たる厚生年金保険で取換しようとするものであつた。しかも、このような政府の努力は、諸種の情勢により、この案を實現することなく止つてしまつた。

ここに問題の発端がある。

家族保護の問題をとりあげることには、到底できなかったことが指摘できよう。

多岐のような国内、國際の情勢が、その後、漸次移り變つてきたことは周知の通りであるが、昭和二十六年に入ると及んで、ようやく近き隣邦に關し、講和条約の内容が論議されるに至り、遂に後の日本のあり方が深刻な問題としてとり上げられることとなり、他面であつて、獨立を標として、改めて軍人遺族の問題が回想されずには置かれなかつた。かたがた海を越えたヨーロッパでは、同じく「敗地にまみれた陛下」の「養老」が、一九五〇年「戦争犠牲者の扶助に關する法律」が成立した。その中、密令轉成と充塞した内容が我が國に反映されることとなり、遺族問題は、その解決の曙光を見出した感を受けたのであつた。

この間、厚生省が「予計」の「養老年金」を「予計」の「養老年金」に改題して、昭和二十六年十月十六日に公布し、その恩給制度を生かした。戦時恩給及び戦後遺族恩給等の恩給に關する打合せの設置に關する件」が、それである。この打合せは、「戦時恩給及び戦後遺族恩給等の恩給制度の整理に關する件」に厚生省、総務府、大蔵省及び人事院の代表者をもつて構成されたのであつた。この協議決定は、政府が、はじめて戦時恩給、戦後遺族恩給の問題を公式たとりあげたといふことだ。歴史的意義をもつものである。これを引用した國會の決議に對する厚生大臣の答弁の要旨との間に

第 八 章 家族保護と旧軍人恩給の保護

2 國會提出案への措置

このような措置のまゝ、何時までもこれを放置することではなからう。これらの空気に、國民の憤慨を以て、國會に對する國會に在りて、及ばざれば、第五國會に在りて、「遺族恩給等に関する法律」を以て、第十國會に在りて、「遺族恩給等に関する法律」として、それぞれ改題されたのである。しかし「深き人道精神に立脚して、これら戦時恩給、戦時恩給及び留守家族等對し、國家保護を斷乎として尊重し維持するべし」（憲法）を以て、國家保護を斷乎として、未だ人並びに戦時恩給の福祉に關する決議がなされ、政府として「予計」の「養老年金」の「予計」の「養老年金」に關する法律を制定することあり、軍人に關するがためは、特別の保護を、特別の特遇をすることありとは、當時の情勢からして、いたしかねるのでありまして、生活に困難してある人たゞきましては、軍人の遺族等たることとなしを問はず、すべて生活保護法で平等に処置して參じたのであります。（第十國會に對する黒川首相の答弁）として、なんら遺族等對する特別の措置には言及するところがなかつた。かような政府の消極的態度は、當時に於ける日本経済の回復の状況が過々として進まず、ひたしては、國家財政の余力がなかつたといふことでも、政治回氣後高司令官の地位が占められた事情を背景として、當時の國際情勢としては、徹底的に軍人恩給

は、一時代の差があるといふべき。これはこの間に於ける國際、國內の情勢の動きが如何に大きかつたかを容易に反映してゐる。この打合せは、昭和二十六年十月二十六日発足以來、大回にわたつて討論を重ねたが、打合せとしての「一義した結論」は、いさゝか、到達しなかつた。打合せの結論を固めるにつれて明らかとなつたことは、遺族等對する恩給の基本的方針を定めて根本的に異つたものがあることであつた。すなわち、遺族保護の具体策としては、第一回打合せ以來、階級別による旧軍人恩給の復活を行ふべきとする恩給法の意見と、階級別を廢止して社会保険の恩給から遺族恩給の整備に即して解決を図るべきとする厚生省の意見が出され、両省の歩みよりがでなかつた。昭和二十六年十一月二十二日「予計」の「養老年金」に關する法律の草案を受け、この「予計」の「養老年金」とあるのは、この間の問題を解決しようとするのである。

元來、軍人、遺族に對しては、恩給法を以て、追加恩給があるが、戦時恩給、戦後遺族恩給が追加された。これらのものである。昭和二十一年の勅令第六十八号によつて、停止補償されたことを、前記の通りである。したがつて、この間恩給を停止制限された旧軍人、遺族に對して、その恩給を与へるに當つては、旧軍人恩給の復活を主張するものがあり、自然である。文官に於いては、現行恩給制度が存在するのであるが、この間、追加恩給がなつたに對しては、おまけに恩給法の適用を主張するものとすれば、これとの見合をなさずして、旧軍人、遺族に對して、恩給を復活させるべきである。これは、戦時恩給の復活を主張するものである。しかし、恩給を復活する場合には、恩給法の恩給に對する

第八章 遺族援護と旧軍人恩給の進達業務

れたものであることを注目すべきであらう。

以上三項の外、衆参両院に於いて、これらに關連し弔慰金を支給するべき遺族の順位決定を如何にするべきかの問題も派生し、陸軍年金額も修正され、その論議何時つきるとも知れなかつたが、昭和二十七年四月二十五日、国会に成立し、法律は、四月三十日附きとして公布された。

4 その後の発展

この法律は、昭和二十七年四月以来、二十九年十二月末まで、すなわち二、〇〇三、三三八件の裁定をなしてゐるが、これらの間に於いて、どのような法律修正が行われた。

(一) 旧軍人恩給の復活

遺族援護法成立の前後から、旧軍人恩給復活の議がなされ、幾多の論議を朝野でおこなつたが、これは、昭和二十八年八月、「恩給法中一部改正法」により実現するに至つた。この軍人恩給の復活にともなひ、遺族援護法の対象からは、恩給による受給資格者、いふかえれば、旧軍人の遺族の大部分が除かれることゝなつた。なお、遺族援護法と恩給法との關係は、昭和二十九年に成立した恩給法中一部改正法により、遺族援護法に於いて公務上死亡したものととして遺族年金または弔慰金の支給をうけた場合には、恩給法にかゝりても、そのとき、これを公務死亡として取り扱うことになつた。これは、旧軍人恩給の敷定を促進するのにかゝりて、適切な措置であることと、遺族援護法が恩給法の適用を受けていた軍

人に關するに限り旧軍人恩給復活までの暫定措置としての性格を有してゐたこととからして言明できるところである。

(二) 対象の拡大

昭和二十八年八月には、旧給付連合会の進航する船舶に乗り組んでた船員（略して船員と云つてゐる）にも、法を適用した。これらの船員は、船舶運賃金と云ふきわめて國家性の強い機關の進航する船舶に乗り組んでゐたこととからして、國家公務員とせよめて近い身分關係をもつたともいえるのであり、しかも、國家公務員法にもとづいて採用されてゐたことでもあり、その勤務の實際から考へても、すでに遺護の対象となつてゐる他の軍人・軍属と何ら異なることとはないのであつて、あらたに、法の対象とするのにとらまわしつゝのものとするに當るであらう。

(三) 遺族年金のハイム・ナツプ

昭和二十八年八月に、遺族年金のハイム・ナツプが行われた。その額は、配偶者・子・母・孫祖父母の順序による先順位者一人の場合には、二七、六〇〇円（昭和二十八年十二月末までは二五、二〇〇円）であり、先順位者が二人、たとへば、父母二人が先順位である場合においては、これに五、〇〇〇円を加えた三二、六〇〇円（昭和二十八年十二月末までは三二、〇〇〇円）を二人で分けることとなる。これらの額は、恩給法で支給する兵の公務扶助料の額とを合せて定めたものである。

(四) 弔慰金範圍の拡張

当初に於いては、遺族に年金はもとよりのこと、弔慰金すら支給されず、また恩給法にかゝりてもいふまでもなく、扶助料は支給されなかつた。

あめ 感激のこの日まで

沢村 信彌

- 一、凍る夜窓に 吹雪不雨に 寂れし休む 願ひのつて
- ツツとこらえつ 齒をくらしはら
- かんばりぬいて 寛ちぬいた
- あめ 感激のこの日まで

- 二、暮れて静しは 花び寒の宿に
- 今日も無事かと 抱き合ひて
- 突顔で取ひて 心で泣いて
- はげもし合つて 雨をぬいた
- あめ 感激のこの日まで

- 三、「あめ今頃はある今頃」と
- 遠く故郷をしのびつゝ
- 老いも若きも 希望に燃えて
- がっかりくんで 生き抜いた
- あめ 感激のこの日まで

（註）作者は昭和二十八年十二月一日の遺族援護法、恩給法、軍属内務、軍士恩給法、この四法が公布されたとき、陸軍省に勤務してゐた。編者には群馬県伊勢崎市市川久保町に

が、昭和二十九年四月遺族援護法が改正され、たとへば死亡そのものが公務上のものと認められなかつたとしても、日軍専断または太平洋戦争に關する勤務に關連して死したのであれば、弔慰金は支給することとなつた。いわゆる軍人および准軍人は、その生活行動が嚴重な軍規に由り規制されてゐたものと云ふのであつて、いわば、行住坐臥これ勤務であつたと考へられるので、死亡そのものがたとへば公務によるものと認められなかつた場合でも、何らかの補付をなすことが實際にそのものと考へられれた結果である。

5 旧軍人恩給の進達業務

前述のように、多数遺族等の要望としていた旧軍人恩給は、昭和二十八年八月実現したが、その予想件数は、旧陸海軍を合めて、公務扶助料一、七〇五、〇〇〇、普通扶助料一五七、四〇〇、普通恩給六二二、三〇〇、一時恩給二三八、〇〇〇、一時扶助料四一、二〇〇、修習恩給一四五、九〇〇、總計二、八〇九、八〇〇件に上るとの見込まれ、これらの龐大な業務の処理のためには、正規の職員のほか多数の非常勤職員を雇ひ入れ、早期進達完了の努力をなした。

その結果、昭和三十年三月十二日現在に於いては、公務扶助料一、五〇八、八一九件、普通扶助料七一、九七五件、普通恩給二二五、八五〇件、一時恩給一五二、三三七件、一時扶助料一、七八五件、傷済恩給六四、八〇六件、總計二、〇三五、一二二件の進達をなしてゐる。